

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和５年５月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和５年５月２５日（木曜日）午後１時３０分～午後２時１８分 2 開催場所 守谷市役所議会棟２階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 ５名出席（町田香教育長、河原健委員、萩谷直美委員、 椎名和良委員、寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数６名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） １名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （１）議案第２８号 守谷市通学区域審議会に対する諮問について（可決） （２）議案第２９号 守谷市社会教育委員の委嘱について（可決） （３）議案第３０号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部改正について（可決） （４）議案第３１号 守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（可決） （５）議案第３２号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について（可決） （６）議案第３３号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について（可決） （７）議案第３４号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会への諮問について（可決） （８）議案第３５号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について（可決） （９）議案第３６号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申

	出について（令和５年度守谷市一般会計補正予算（第３号）（教育委員会所管分）（可決） 【協議事項】 なし 【報告事項】 （１）報告第６号 令和５年守谷市議会５月臨時議会について（教育委員会所管分） なし
4 今後の状況	次回は，令和５年６月２６日（月曜日）午後１時３０分から開催予定

令和5年5月教育委員会定例会 会 議 資 料

日 時 令和5年5月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和5年5月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和5年5月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 28 号 守谷市通学区域審議会に対する諮問について

議案第 29 号 守谷市社会教育委員の委嘱について

議案第 30 号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部改正について

議案第 31 号 守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 32 号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 33 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について

議案第 34 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会への諮問について

議案第 35 号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第 36 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
（令和5年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分）

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 6 号 令和5年守谷市議会5月臨時議会について（教育委員会所管分）

6 その他

議案第28号

守谷市通学区域審議会に対する諮問について

守谷市通学区域審議会に次の事項を諮問する。

諮問事項

過大規模校となっている黒内小学校の対応及び守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

令和5年5月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和5年5月 日原案 決

提案理由

黒内小学校通学区域の児童数増加に伴い、当該校が過大規模化する一方で、市内他地区で小規模校が並立する状況を踏まえ、黒内小学校を適正規模とするための対応とともに、中長期的に市内小中学校を適正規模で推移させるための適正配置方針について、守谷市通学区域審議会に対し審議をお願いするものです。

議 案	頁 数
28号	1

守教委発第 号
令和5年5月29日

守谷市通学区域審議会会長 様

守谷市教育委員会

守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(諮問)

守谷市通学区域審議会条例(平成3年守谷市条例第20号)第1条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 過大規模校となっている黒内小学校の対応について
- (2) 守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、当該地区への人口集中が続いた結果、駅近辺にある黒内小学校が過大規模化する一方で、市内他地区において小規模校が並立する状況となっています。

この現状を踏まえ、黒内小学校を適正規模とするための対応とともに、中長期的に市内小中学校を適正規模で推移させるための適正配置方針について、審議をお願いするものです。

3 答申期限

- (1) 令和6年度に実施可能な対応 令和5年10月31日まで
- (1) 令和7年度以降実施可能な対応 令和7年3月31日まで
- (2) 令和7年3月31日まで

議案	頁数
28号	2

守谷市社会教育委員の委嘱について

下記の者を守谷市社会教育委員に委嘱したいので、守谷市教育員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分	所 属	変 更 後	変 更 前	理 由
1	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1号学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会 (中学校)	なかのひろし 中野比呂志	おちとしお 越智 壽雄	委員改選のため
2	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1号学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会 (小学校)	ふるや みき 古谷 美樹	のぐち かずひこ 野口 和彦	委員改選のため
3	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第2項家庭教育の向上に資する活動を行う者	守谷市PTA連絡協議会	ひぐち さやこ 樋口沙也子	なかむら あきな 中村 紋奈	役員変更のため

委嘱期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和 5年 5月 25日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和 5年 5月 日 原 案 決

提案理由

本案は、教職員の人事異動による改選及び守谷市PTA連絡協議会の役員変更に伴い、後任者を委嘱するものです。

議案第30号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部改正について

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱（令和3年守谷市告示第97号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年5月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年5月 日原案 決

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、児童クラブ利用児童数の増加見込みにより、新たに民設民営児童クラブ補助対象事業者を募集するにあたり、新たな補助対象事業を増設するため、要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
30号	1

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

守谷市長 松 丸 修 久

第2条中「令和3年3月30日子発0330第14号」を「令和4年10月5日子発1005第1号」に改める。

第4条中「行う局長通知の」を「行う局長通知」に「，局長通知の」を「，局長通知別添2放課後子ども環境整備事業，」に改め、「(障害児受入推進事業)」の次に「，別添4放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)」を加え、「及び別添8小規模放課後児童クラブ支援事業」を「，別添8小規模放課後児童クラブ支援事業，別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)」に改める。

第14条を第15条とし、第12条及び第13条を2条ずつ繰り下げる。

第11条中「市長は，」の次に「前条の規定による調査の結果，」を加え、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(調査)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その用途について調査することができる。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

補助対象事業	対象経費	補助金額
局長通知別添1放課後児童健全育成事業	事業の実施に必要な経費 (飲食物費を除く。)	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
	消耗品費加算額 (国が定める基準額を上回って支出した経費)	上限360,000円
局長通知別添2放課後子ども環境整備事業	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出

局長通知別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
局長通知別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）	
局長通知別添 5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）	
局長通知別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業	
局長通知別添 1 2 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	
局長通知別添 1 3 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）	

	「 2. 障害児受入推進事業分	円
様式第 1 号中	3. 放課後児童クラブ送迎支援事業分	円
	4. 小規模放課後児童クラブ支援事業分	円」
	「 2. 放課後子ども環境整備事業分	円
	3. 障害児受入推進事業分	円
	4. 放課後児童クラブ運営支援事業分	円
を	5. 放課後児童クラブ送迎支援事業分	円
	6. 小規模放課後児童クラブ支援事業分	円
	7. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分	円
	8. 月額 9,000 円相当賃金改善事業分	円」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
(定義) 第2条 この告示において使用する用語は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和4年10月15日子発1005第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。）において使用する用語の例による。 （補助対象事業） 第4条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行う局長通知 別添1 放課後児童健全育成事業に規定する事業を基本とするほか、局長通知別添2 放課後子ども環境整備事業、別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）、別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）、別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）、別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業、別添12 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に規定する事業とする。 ただし、企業等の従業員 の福利厚生等を目的に行われるものについては、補助の対象としない。 （調査）	(定義) 第2条 この告示において使用する用語は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和3年3月30日子発0330第14号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。）において使用する用語の例による。 （補助対象事業） 第4条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行う局長通知の別添1 放課後児童健全育成事業に規定する事業を基本とするほか、局長通知の別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）<u>別添5</u>，<u>別添5</u> 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）及び別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業 に規定する事業とする。 ただし、企業等の従業員 の福利厚生等を目的に行われるものについては、補助の対象としない。 （新設）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その用途について調査することができる。 (交付決定の取消し等) 第12条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の交付決定を取消し、又は交付決定額の変更をすることができる。 (1) から (4) まで (略) 第13条及び第15条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記1】 様式1号 (第6条関係) 【別記3】	(交付決定の取消し等) 第11条 市長は、補助 事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の交付決定を取消し、又は交付決定額の変更をすることができる。 (1) から (4) まで (略) 第12条から第14条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記2】 様式1号 (第6条関係) 【別記4】
--	---

【別記 1】

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	対象経費	補助金額
<u>局長通知別添 1 放課後児童健全育成事業</u>	事業の実施に必要な経費 (飲食物費を除く。)	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
	消耗品費加算額 (国が定める基準額を上回って支出した経費)	上限 3 6 0, 0 0 0 円
<u>局長通知別添 2 放課後子ども環境整備事業</u>	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
<u>局長通知別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</u>		
<u>局長通知別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</u>		
<u>局長通知別添 5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</u>		
<u>局長通知別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</u>		
<u>局長通知別添 1 2 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</u>		
<u>局長通知別添 1 3 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9, 0 0 0 円相当賃金改善）</u>		

【別記 2】

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	対象経費	補助金額
<u>局長通知別添 1 の放課後 児童健全育成事業</u>	事業の実施に必要な経費 (飲食物費を除く。)	国が定める基準額、左 記の対象経費の実支出 額又は総事業費から寄 附金その他の収入額を 控除した額のうちい ずれか少ない額
	消耗品費加算額 (国が定める基準額を上 回って支出した経費)	上限 3 6 0, 0 0 0 円
<u>局長通知別添 3 の放課後 児童クラブ支援事業（障害 児受入推進事業）</u>	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左 記の対象経費の実支出 額又は総事業費から寄 附金その他の収入額を 控除した額のうちい ずれか少ない額
<u>局長通知別添 5 の放課後 児童クラブ支援事業（放課 後児童クラブ送迎支援事 業）</u>	事業の実施に必要な経費	
<u>局長通知別添 8 の小規模 放課後児童クラブ支援事 業</u>	事業の実施に必要な経費	

【別記3】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名

年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額				円
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。				
1. 放課後児童健全育成事業分				
2. 放課後子ども環境整備事業分				
3. 障害児受入推進事業分				
4. 放課後児童クラブ運営支援事業分				
5. 放課後児童クラブ送迎支援事業分				
6. 小規模放課後児童クラブ支援事業分				
7. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分				
8. 月額9,000円相当賃金改善事業分				
着手予定年月日	・	完了予定年月日	・	
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいを持っていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ※実施しない事業の関係書類は、添付不要			

【別記4】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名



年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額				円
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。 1. 放課後児童健全育成事業分 円 2. 障害児受入推進事業分 円 3. 放課後児童クラブ送迎支援事業分 円 4. 小規模放課後児童クラブ支援事業分 円				
着手予定年月日	・	・	完了予定年月日	・
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいを持っていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ※実施しない事業の関係書類は、添付不要			

議案第31号

守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

	氏名	所 属	新任・再任
1	野口 和彦	大井沢小学校長	新任
2	大場 邦宏	大野小学校長	〃
3	荒井 弘勝	守谷小学校長	〃
4	高野 香保里	御所ヶ丘小学校長	〃
5	越智 壽雄	守谷中学校長	〃
6	片岡 正美	愛宕中学校長	〃
7	國崎 康太朗	高野小学校 PTA	〃
8	吉田 あゆみ	黒内小学校 PTA	〃
9	高橋 修	郷州小学校 PTA	〃
10	佐藤 若菜	松前台小学校 PTA	〃
11	山本 広行	松ヶ丘小学校 PTA	〃
12	小泉 亮一	御所ヶ丘中学校 PTA	〃
13	中谷 亜理	けやき台中学校 PTA	〃
14	宇佐見 敬	学校薬剤師	再任
15	小林 禎	学校医	〃
16	吉田 素康		新任
17	平山 麻里子	学識経験者	再任
18	古谷 由美子		〃

委嘱期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年5月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年5月 日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市立学校給食センター運営委員会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となるため、新たに委員を委嘱するものです。

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分	所 属	変 更 後	変 更 前	理 由
1	守谷市図書館協議会設置条例第 3 条学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会 (推薦)	いのうえ かずひろ 井上 一宏	のぐち かずひこ 野口 和彦	委員改選のため
2	守谷市図書館協議会設置条例第 3 条学校教育及び社会教育の関係者	守谷市PTA連絡協議会	おかだ まさき 岡田 昌樹	ながさわ たかし 長澤 尊	役員変更のため

委嘱期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで（前任者の残任期間）

令和 5 年 5 月 25 日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和 5 年 5 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、教職員の人事異動による改選及び守谷市PTA連絡協議会の役員変更に伴い、後任者を委嘱するものです。

議案第 33 号

守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について

下記の者を守谷市いじめ問題重大事態調査委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分	所 属	変 更 後	変 更 前	理 由
1	守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例第 3 条第 2 項第 1 号	第二東京弁護士会 子どもの権利委員会	たにむら 谷村 きよこ 紀代子	いちかわ 市川 すずむ 奨	退任のため

委嘱期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 23 日まで（前任者の残任期間）

令和 5 年 5 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 5 年 5 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員について、令和 5 年 3 月 31 日付けで市川奨氏が退任されたため、後任者を委嘱するものです。

後任者の経歴について

氏 名 谷村 紀代子（たにむら きよこ）

住 所 水田・谷村法律事務所
東京都豊島区南池袋 2-47-6 パレス南池袋 406

資 格 「弁護士」 2008 年登録

所属団体 第二東京弁護士会 子どもの権利委員会

経 歴 平成 16 年 3 月 東京大学法学部卒業
平成 19 年 3 月 東京大学法科大学院修了
平成 20 年 弁護士登録
平成 25 年 谷村法律事務所開設
平成 27 年 水田・谷村法律事務所 開設
令和 3 年 自治体のスクールロイヤー登録
令和 3 年～令和 4 年 いじめ重大事態第三者委員会 調査員
いじめ予防授業 講師（小中学校等）
現在に至る。

議案第34号

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会への諮問について

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会に次の事項を諮問する。

諮問事項

- 1 いじめの事案について
重大事態に係る事実関係の調査等を行い、その結果を答申すること。
- 2 今後の対応と再発防止について
重大事態に係る今後の対応と再発防止に対する意見を答申すること。

令和5年5月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和5年5月 日原案 決

提案理由

令和5年3月のいじめ重大事態について、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会による事実関係等の調査及び今後の対応と再発防止に対する意見の答申を求めるものです。

議 案	頁 数
34号	1

守教委発第 号
令和5年5月 日

守谷市いじめ問題重大事態
調査委員会委員長 様

守谷市教育委員会

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会について(諮問)

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例(平成27年守谷市条例第6号)第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) いじめ重大事態に係る事実関係の調査等を行い、その結果を答申すること。
- (2) いじめ重大事態に係る今後の対応と再発防止に対する意見を答申すること。

2 諮問理由

令和5年3月のいじめ重大事態について、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会による事実関係等の調査及び今後の対応と再発防止に対する意見の答申を求めるものです。

3 答申期限

事実関係等の調査が終了するまで

議案	頁数
34号	2

議案第 35 号

守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市教育支援委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
2	学校教育関係者	守谷市立郷州小学校長	中原 卓治	令和4年 6の補欠
3	学校教育関係者	守谷市立黒内小学校教諭	山口 禎恵	令和4年 9の補欠
4	学校教育関係者	守谷市立大井沢小学校教諭	浜口 裕子	令和4年 10の補欠
5	児童福祉施設等職員	土塔中央保育所長	石川 葉子	令和4年 13の補欠

委嘱期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年5月25日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年5月 日 原案 決

提案理由

本案は、令和4年度に委嘱した委員の内、人事異動等に伴って委嘱の継続が難しくなった委員の補欠により就任を委嘱するものです。

参考①：令和４年度に委嘱をした守谷市教育支援委員会委員

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
1	医師	総合守谷第一病院	城賀本満登	
2	医師	総合守谷第一病院	西村 一	
3	学識経験者	茨城県立伊奈特別支援学校 教頭	冬木 芳明	
4	児童福祉施設等職員	民生委員 主任児童員委員	大塚 正子	
5	児童福祉施設等職員	守谷市ひかり幼稚園 副園長	阿部 知恵	
6	学校教育関係者	守谷市立大井沢小学校長	板谷亜由美	
7	学校教育関係者	守谷市立御所ヶ丘中学校長	池田 恭	
8	学校教育関係者	守谷市立守谷小学校教諭	田渕恵美子	
9	学校教育関係者	守谷市立高野小学校教諭	奈幡ますみ	
10	学校教育関係者	守谷市立守谷小学校教諭	間宮 京子	
11	学校教育関係者	守谷市立御所ヶ丘小学校 養護教諭	相良 貴美	
12	児童福祉施設等職員	のびのび子育て課 係長	山下 仁美	
13	児童福祉施設等職員	北園保育所長	風見 弘恵	
14	児童福祉施設等職員	保健センター 係長	佐藤差智子	
15	児童福祉施設等職員	こども療育教室 主査	岡田 崇宏	

参考②：守谷市教育支援委員会に関する条例 第４条

(任期)

第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前項の規定にかかわらず、特定の職により任命又は委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。

３ 委員の再任を妨げない。

報告第6号

令和5年守谷市議会5月臨時議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第35号 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議決日 令和5年5月11日

議決結果 原案 可決（全員）

- 2 議案第36号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第1号）

議決日 令和5年5月11日

議決結果 原案 可決（全員）

令和5年5月25日報告

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

報告	頁数
6号	1

議案第 35 号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条
例（昭和 53 年守谷町条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 5 月 11 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
35 号	1

報 告	頁 数
6 号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条
例（昭和５３年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の款委員長の項
報酬の欄を次のように改める。

11,900
ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した 場合は，55,000円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の款委員の項報
酬の欄を次のように改める。

10,300
ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した 場合は，44,000円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会の款委員長の
項報酬の欄を次のように改める。

11,900
ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した 場合は，55,000円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会の款委員の項
報酬の欄を次のように改める。

10,300
ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した 場合は，44,000円を超えない範囲で市長が定める額

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

報 告	頁 数
6 号	3

議 案	頁 数
35号	2

提案理由（議案第 3 5 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会における委員長及び委員の報酬額について、重大事態が発生した場合の関係者への聴取り、調査活動、報告書の作成などを行う際の報酬額の例外規定を設けるために条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
3 5 号	3

報 告	頁 数
6 号	4

報 告	頁 数
6 号	5

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係) 【別記1 参照】	別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係) 【別記2 参照】

議 案	頁 数
3 5 号	4

【別記1】

改正

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
執行機関 附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	甲地方	乙地方	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	守谷市いじめ 問題重大事態 調査委員会	日額	11,900 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、55,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	11,600	11,600	2,400
	委員	日額	10,300 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、44,000円を超えない範囲で市長が定める額	60	11,600	11,600	2,400

議案	頁数
35号	5

報告	頁数
6号	6

守谷市いじめ 問題重大事態 再調査委員会	委員長	日 額	ない範囲で市長が定める 額	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
	委員	日 額	1 0, 3 0 0 ただし、聴取りその他の調 査活動又は報告書の作成 等の事務に従事した場合 は、4 4, 0 0 0 円を超え ない範囲で市長が定め る額	6 0	1 1, 6 0 0	1 1, 6 0 0	2, 4 0 0
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	補助機関 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【別記2】

現 行

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地方	乙地方	
執行機関 附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	守谷市いじめ問題重 大事態調査委員会	委員長 委員	日額 日額	60 60	11,600 11,600	11,600 11,600	2,400 2,400
	守谷市いじめ問題重 大事態再調査委員会	委員長 委員	日額 日額	60 60	11,600 11,600	11,600 11,600	2,400 2,400
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

報 告 号	頁 数
6 号	8

議 案 号	頁 数
3 5 号	8

報告	頁数
6号	9

議案第36号

令和5年度守谷市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度守谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,198,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月11日 提出

守谷市長 松丸修久

議案	頁数
36	1

令和 年 月 日 原案 決

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前予算額	補正予算額	計	
14 国庫支出金		4,295,178	68,808	4,363,986	
18 繰入金	2 国庫補助金	788,954	68,808	857,762	
		3,686,110	5,217	3,691,327	
	2 基金繰入金	3,686,108	5,217	3,691,325	
歳入	合 計	34,124,000	74,025	34,198,025	

歳 出		(単位 千円)			
款	項	補正前予算額	補正予算額	計	
3 民生費		10,592,303	68,808	10,661,111	
10 教育費	2 児童福祉費	5,580,693	68,808	5,649,501	
		4,359,860	5,217	4,365,077	
	1 教育総務費	1,423,658	5,217	1,428,875	
歳出	合 計	34,124,000	74,025	34,198,025	

議案	頁数
36	2

報告	頁数
6号	10

歳入歳出予算補正事項別明細書

		(単位 千円)		
款		補正前予算額	補正予算額	計
14	国庫支出金	4,295,178	68,808	4,363,986
18	繰入金	3,686,110	5,217	3,691,327
	歳入合計	34,124,000	74,025	34,198,025

歳出

		(単位 千円)				
款		補正前予算額	補正予算額	計		補正予算額の財源内訳
				計	特 定 財 源	一 般 財 源
		国庫支出金	地方債 その他			
3	民生費	10,592,303	68,808	10,661,111		
10	教育費	4,359,860	5,217	4,365,077		5,217
	歳出合計	34,124,000	74,025	34,198,025		5,217

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費 国庫補助金	195,276	68,808	264,084	2 児童福祉費 補助金	68,808	・子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) ・子育て世帯生活支援特別給付金 (ふたり親世帯分)
計	788,954	68,808	857,762			35,661 33,147

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,556,190	5,217	1,561,407	1 財政調整基金繰入金	5,217	・財政調整基金繰入金
計	3,686,108	5,217	3,691,325			

報 告	頁 数
6 号	12

議 案	頁 数
36	4

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説	明
		財源名	金額	区分	金額		
1 児童福祉総務費	(68,808 (902,769 (971,577)	国県支金 地方債 その他の 一般財源	68,808 0 0 0	3職員手当等	584	19 子育て世帯生活支援特別給付金事業 (ひとり親世帯分)) (のびのび子育て課) 3職員手当等 時間外勤務手当 10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 ・郵便料 手数料 ・口座振替 12委託料 電算処理委託料 ・子育て世帯生活支援特別給付金電算処理 18負担金補助及び交付金 補助金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 20 子育て世帯生活支援特別給付金事業 (ふたり親世帯分)) (のびのび子育て課) 3職員手当等 時間外勤務手当 10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 ・郵便料	35,661 292 43 126 76 50 200 35,000 33,147 292 43 112 68
				10需用費	86		
				11役務費	238		
				12委託料	400		
				18負担金補助及び交付金	67,500		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 区 分		明 説	
		財源名	金額	金額	金額		
(1 児童福祉総務費)						手数料 ・ 口座振替 12委託料 電算処理委託料 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金電算処理 18負担金補助及び交付金 補助金 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金	44 200 32,500
計	68,808 (5,580,693) (5,649,501)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	68,808 0 0 0				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育研究指導費		国県支出金 地方債 その他 一般財源	1 報 酬 8 旅 費	22 いじめ問題調査事業 (教育指導課) 1報酬 非常勤職員報酬 ・ いじめ問題重大事態調査委員会委員 8旅費 費用弁償 ・ いじめ問題重大事態調査委員会委員	5,217 5,115 102	5,217 5,115 102
計	5,217 (338,635) (343,852)	0 0 0 5,217	0 0 0 5,217			
	5,217 (1,423,658) (1,428,875)	0 0 0 5,217				

報告	頁 数
6 号	14
議案	頁 数
36	6

給 与 費 明 細 書

特別職

(単位 千円)												
区	分	職員数 (人)	給			与				費	合 計	備考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率 (月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補正後	長 等	3		24,600	7,781				3,563	35,944	41,890	
	議 員	20	81,122		25,038					106,160	131,595	
	その他の特別職	732	69,996									
	計	755	151,118	24,600	32,819			3,563	212,100	31,381	243,481	
補正前	長 等	3		24,600	7,781				3,563	35,944	41,890	
	議 員	20	81,122		25,038					106,160	131,595	
	その他の特別職	732	64,881							64,881		
	計	755	146,003	24,600	32,819			3,563	206,985	31,381	238,366	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		5,115							5,115	5,115	
	計		5,115							5,115	5,115	

(単位 千円)

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与				与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	合	計	備		
補正後 (407) 388		597,973	1,429,005	1,314,129	3,341,107	508,262	3,849,369				
補正前 (407) 388		597,973	1,429,005	1,313,545	3,340,523	508,262	3,848,785				
比較 ()				584	584		584			584	

※()内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与				特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 負担金
		扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当					
補正後		31,956	23,260	21,280	52,140	308	86,150	455,815	277,530	184,831
補正前		31,956	23,260	21,280	52,140	308	85,566	455,815	277,530	184,831
比較							584			
区内		地域手当	宿日直手当	単身赴任 手当	管理職員特別 勤務手当					
補正後		179,709	700		450					
補正前		179,709	700		450					
比較										

報告	頁数
6号	16

議案	頁数
36	8

会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費計			
補正後	(5) 388		1,429,005	1,195,488	2,624,493	508,262	3,132,755	
補正前	(5) 388		1,429,005	1,194,904	2,623,909	508,262	3,132,171	
比較	()			584	584		584	

(単位 千円)

※()内は、短時間勤務職員について示す。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 負担金
	補正後	31,956	23,260	21,280	52,140	308	86,150	337,174	277,530	184,831
	補正前	31,956	23,260	21,280	52,140	308	85,566	337,174	277,530	184,831
	比較						584			
内訳	区分	地域手当	宿日直手当	単身赴任 手当	管理職員特別 勤務手当					
	補正後	179,709	700		450					
	補正前	179,709	700		450					
	比較									

(単位 千円)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計		
補 正 後	(402)	597,973		118,641	716,614	716,614	
補 正 前	(402)	597,973		118,641	716,614	716,614	
比 較	()						

(単位 千円)

※()内は、短時間勤務職員について示す。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 員 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当 負 担 金
								118,641		
								118,641		
	補 正 後									
	補 正 前									
	比 較									
内 訳	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					
	補 正 前									
	比 較									

(単位 千円)

報 告 号	頁 数
6 号	18

議 案	頁 数
36	10

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
		給与改定に伴う増減分	給与		
給料		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
		制度改正に伴う増減分			
職員手当	584	その他の増減分	584	時間外勤務手当の増	

提案理由（議案第36号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,402万5千円の増額です。

歳入は、国庫支出金で児童福祉費補助金の増額及び繰入金で財政調整基金繰入金の増額です。

歳出は、民生費で子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額及び教育費でいじめ問題調査事業の増額です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
6 号	20

議 案	頁 数
36	12